

8930

Vol.85

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌼 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌼



日本民家園(川崎市多摩区)

暴力団追放「三^ツない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

本年9月の異動により神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長に着任いたしました田渕でございます。

県民の皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務の各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り、この紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

最近の暴力団情勢ですが、全国的には、平成27年に分裂した六代目山口組と神戸山口組の対立抗争は、未だ終息しておらず、拳銃を使用した殺人事件などの重大事件の発生が続いております。

一方、県内においては、平成29年以降、対立抗争の発生はありませんが、最近では、稲川会系暴力団構成員による殺人事件や暴力団関係者同士によるトラブルが原因とされる殺人・死体遺棄事件等の凶悪事件が発生するなど予断を許さない状況が続いております。

また、暴力団等反社会的勢力の大きな資金源の1つである特殊詐欺事件については、県内における昨年1年間の認知件数が約1,460件、被害総額は約25億8,400万円となっております。

県警察では、特殊詐欺事件における被害者の被害回復のため、指定暴力団の代表者に対する損害賠償請求訴訟に関して、積極的な支援を行っております。

平成29年に稲川会系暴力団構成員らが敢行した特殊詐欺事件の被害者が暴力団対策法に基づく使用者責任があるとして、稲川会元会長ら幹部と実行犯らを相手取り損害賠償を求めた損害賠償請求、使用者責任追及訴訟について、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会、神奈川県暴力追放推進センター及び県警察が連携して支援した結果、昨

年10月に和解が成立し、被害金を回収することができました。

県警察では、県民の皆様被害が及ぶことのないよう警戒を強化するとともに、被疑者の検挙と資金源のはく奪に向けて取組を強力に推進しているところであります。

平成23年4月に神奈川県暴力団排除条例が施行されて以降、事業者と暴力団との関係遮断を図ってきましたが、依然として暴力団員が一部の事業者に対し、みかじめ料や用心棒料の要求を行う実態がみられることから、今回、同条例の一部を改正し、本年11月1日に施行されたところです。今回の改正点は、暴力団員が用心棒料等の要求を行う可能性が高い風俗営業、飲食店等の店舗が集中している県内の繁華街の地域を「暴力団排除特別強化地域」と選定し、その地域において、風俗営業や飲食店等の特定の営業者が、その営業に関し、暴力団員に対してみかじめ料や用心棒料等の利益供与を行ったりするなどした場合は、事業者と暴力団員双方に対して、直ちに罰則が科せられるものとなりました。

この改正により、事業者が暴力団員からの要求を断りやすくなり、関係遮断が一層推進されるものと考えております。

県警察では、今後も神奈川県暴力追放推進センター及び神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力の排除及び壊滅に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第 31 回 神奈川県暴力追放 県民大会開催



当センターが主催し、神奈川県と神奈川県警察が後援する「第 31 回神奈川県暴力追放県民大会」を、令和 4 年 9 月 6 日、神奈川県立音楽堂において開催しました。

大会には、神奈川県議会の敷田議長、横浜地方検察庁の齋藤検事正、神奈川県弁護士会の高岡会長、神奈川県公安委員会の外郎委員長をはじめ、多数のご来賓ご臨席のもと、当センター賛助会員、県内の地域や職域の暴排協議会の方々など、約 350 人の皆様のご参加をいただき、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底して、盛大に開催することができました。

第 1 部では、当センター会長の黒岩神奈川県知事と副会長の林神奈川県警察本部長の主催者あいさつに

続き、暴力団排除活動に尽力された相模原暴力団排除対策推進協議会、高津暴力団排除対策推進協議会の 2 団体及び個人 2 名への表彰状の授与並びに 1 社に感謝状を贈呈し、敷田県議会議長から来賓を代表してのご祝辞をいただいた後、受賞者を代表し、茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の伊澤会長による力強い大会宣言で締めくくりました。

第 2 部は、暴力団員による不当要求や市民生活の安全と安心を脅かす事件が後を絶たないことから、「反社会勢力によるクレーム対応要領」と「適格都道府県センター制度による暴力団事務所撤去について」と題する DVD を上映し、暴力団排除に向けた更なる強化を誓って閉会しました。



黒岩知事のあいさつ



林警察本部長のあいさつ



敷田県議会議長の来賓祝辞

県民大会暴力追放功労者表彰

◎団体功労表彰



相模原暴力団排除対策推進協議会
(会長 篠崎 栄治 様)



高津暴力団排除対策推進協議会
(会長 藤井 博 様)

◎個人功労表彰



伊澤 敏典 様
(茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会会長)



本多 初穂 様
(加賀町暴力団排除対策推進協議会会長)

◎感謝状



(株) コーエーテクモゲームス 様

関東管区内暴力追放功労表彰の受賞者

令和4年度の「関東管区内暴力追放功労者表彰」が行われ、令和4年8月30日付けで関東管区警察局長と関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名表彰状が、次の方々に贈られました。おめでとうございます。



長沼 治 様
(保土ヶ谷暴力団排除推進協議会会長)



小林 清一 様
(緑暴力団排除対策推進協議会会長)



篠田 和也 様
(三崎暴力団排除対策推進協議会会長)

令和4年度第1回定例理事会の開催

令和4年6月7日、万国橋会議センターにおいて、令和4年度第1回定例理事会を開催し、令和3年度の事業報告、収支決算書類、理事の選任案等について審議の上、可決承認されるとともに、理事長、専務理事の業務執行状況について報告しました。



民事介入暴力対策研究会の開催

令和4年7月25日、横浜市技能文化会館において、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会、神奈川県警察、神奈川県暴力追放推進センターの三者による、民事介入暴力対策研究会を開催し、民事介入暴力対策委員会から「六代目山口組弘道会系暴力団事務所等撤去に関する件」「双愛会傷害致死事件組長訴訟」「稲川会系特殊詐欺事件組長訴訟」、県警察から「神奈川県暴力団排除条例の改正」、神奈川県暴力追放推進センターから「暴力団離脱者の就労支援」について発表が行われ、研究会の充実を図りました。



神奈川県暴力団排除条例の改正について

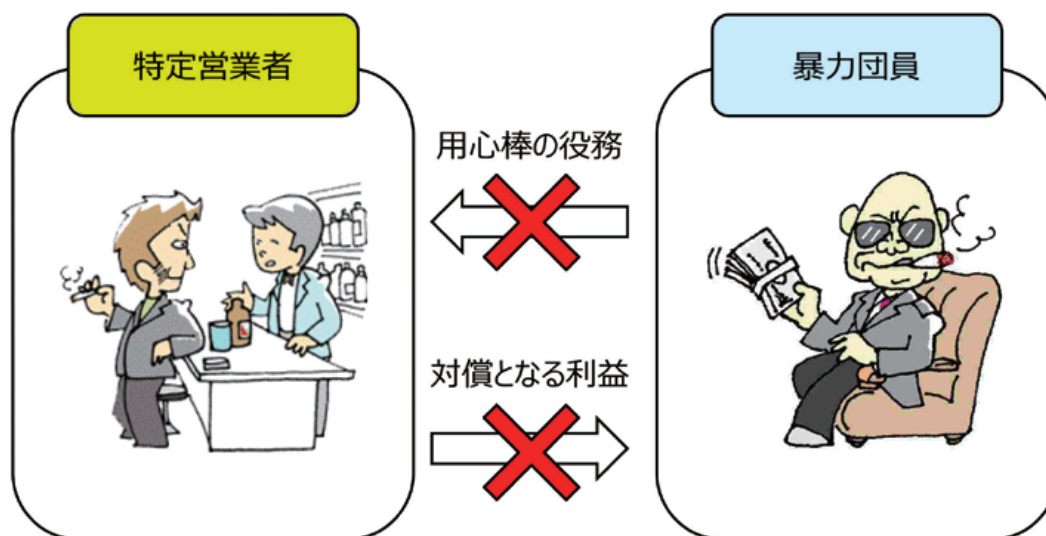
令和4年7月29日公布 ・ 同年11月1日施行

○ 改正の趣旨

平成23年4月に施行された神奈川県暴力団排除条例では、「暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないこと」等を基本理念に掲げ、事業者等と暴力団との関係遮断を推進してきた。しかし、繁華街などでは、条例施行後においても、一部の事業者が暴力団に対し用心棒料等の利益供与を行っており、事業者と暴力団との関係遮断が図られていない実態がある。よって、条例の一部を改正し、これら繁華街などの地域を「暴力団排除特別強化地域」と定め、同地域内においては、特定営業者と暴力団員との間で、用心棒料等の利益の授受等を禁止する措置を追加することとした。

○ 改正の内容

暴力団排除特別強化地域において新たに禁止される行為



◎ 特定営業者の禁止行為

- 用心棒の役務の提供を受けること
- 用心棒の役務の対償又は営業を営むことを容認する対償として利益供与すること

◎ 暴力団員の禁止行為

- 用心棒の役務を提供すること
- 用心棒の役務の対償又は営業を営むことを容認する対償として利益供与を受けること

罰 則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自首減免

○ 特定営業者が自首した場合については、任意的減免を規定

特定営業者による違反事実の申告を促すため、捜査機関に自首（捜査機関が違反者として特定する前後を問わない。）してきた場合は、刑の減輕又は免除することができる規定を盛り込んだ。



特定営業者の積極的な申告を期待

特定営業

○ 特定営業とは、下表に該当する営業をいう。

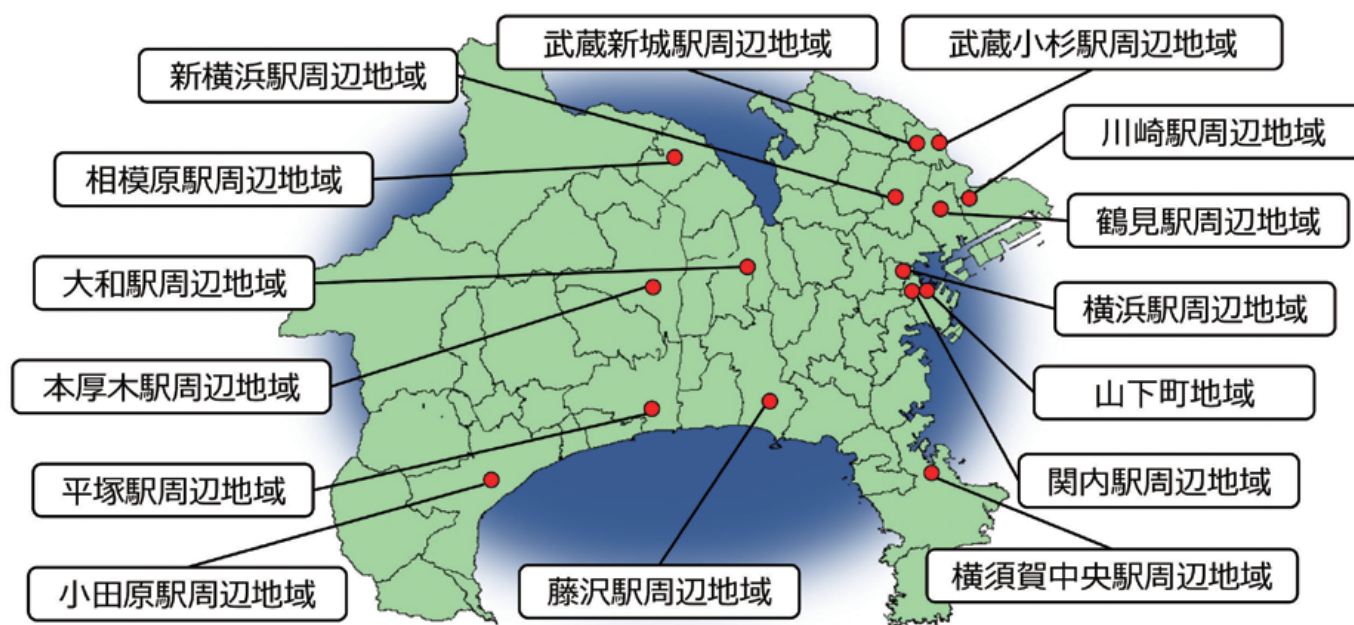
○ 特定営業者とは、特定営業を営む者をいう。

営業の種類	営業形態を引用する法令	主な営業形態
風俗営業	風営法※第2条第1項	キャバクラ、クラブ パチンコ、ゲームセンター
性風俗関連特殊営業	風営法※第2条第5項	ソープランド、ファッションヘルス デリバリーヘルス、テレクラ
特定遊興飲食店営業	風営法※第2条第11項	ナイトクラブ
接客業務受託営業	風営法※第2条第13項	コンパニオン派遣業
飲食店営業	食品衛生法第55条第1項	居酒屋、一般飲食店
風俗案内業	神奈川県暴力団排除条例 に新たに規定（第2条第8号カ）	風俗案内所
客引き・スカウト	神奈川県暴力団排除条例 に新たに規定（第2条第8号キ）	客引き、ビラ配り 呼びかけ、スカウト

※ 風営法…風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

暴力団排除特別強化地域

暴力団員による用心棒料等の徴収が行われるおそれが高い風俗店、性風俗店等が集合している地域を選定するため、風営法に基づく許可・届出数等を勘案して総合的に選定



賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

あ 行	(株)アイスコ
	(株)アイル
	(株)アサンテ
	あすか創建(株)
	(株)アスマイル
	(一社)厚木市建設業協会
	アナザーレーン(株)
	アパホテル&リゾート横浜ベイタワー
	アマノマネジメントサービス(株)
	(一社)綾瀬市建設業協会
	荒井商事(株)
	アルファノート(株)
	(株)イグアス
	いすゞリーシングサービス(株)
	(株)EASEL
	(有)市原グループ

あ 行	(株)インフォマティクス
	(株)エイワ
	S G S ジャパン(株)
	(株)オキサイド
	小戸工業(株)
	ORTHOREBIRTH(株)
か 行	神奈川県民共済生活協同組合
	神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会
	神奈川県自動車販売店協会
	神奈川県信用保証協会
	神奈川相互交易(株)
	神奈川県自動車交通共済協同組合
	神奈川県軽自動車協会
	神奈川県農業信用基金協会
	神奈川県行政書士会相模原支部
	神奈川県行政書士会

賛助会員のご紹介（続き）

か 行	(公社) 神奈川県産業資源循環協会	な 行	日本郵便輸送(株)南関東支社
	神奈川県遊技場協同組合		日本たばこ産業(株)神奈川支社
	川崎市信用保証協会		日総工産(株)
	川崎市管工事業協同組合		日本K F Cホールディングス(株)
	関東開発(株)		日本インジェクタ(株)
	(株)かんぽ生命保険南関東エリア本部		日本元気キャピタル(株)
	(株)かんぽ生命保険横浜支店		(株) NeoCharge
	(株)かんぽ生命保険藤沢支店	は 行	ハーツテクノロジー(株)
	(株)かんぽ生命保険海老名支店		(株) FTIS
	(株)かんぽ生命保険川崎支店		(株)フジタ横浜支店
	(株)グローバルインフォメーション		(株)フェルディナス
	(株)クラシアン		フォーライフ(株)
	京浜急行電鉄(株)		(株)フォレスト
	コネクシオ(株)ドコモショップ相模原店		(株)ベンハウス
さ 行	サンエス技研(株)		(株)ベルク
	(株)サードプラネット	ま 行	(株)丸八アセット
	三共エンジニアリング(株)		(株)マイホームワン
	(株)サーティーフォー		(株) MADO
	篠竹興業(株)		(株)三菱電機ライフネットワーク
	新明和工業(株)		明誠建設(株)
	新明和オートエンジニアリング(株)		メトロレミッタンスジャパン(株)
	(株)湘南ゼミナール		守谷輸送機工業(株)
	(株)シンクランド	や 行	(株)ゆうちょ銀行 南関東エリア本部
	(株)湘南第一興商		UR 都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会
	ジャパニマス(株)		(株)ユージン
	JFE エンジニアリング(株)ガス事業部導管建設センター		横浜低温流通(株)
	G・A ホールディングス(株)		横浜公証人会
	(株)J E P L A N		横浜市信用保証協会
	生命保険協会神奈川県協会		横浜市鶴見スポーツセンター
	世紀東急工業(株)横浜支店		横浜市都筑スポーツセンター
	相鉄ホールディングス(株)		横浜市栄スポーツセンター
	損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所		横浜市中スポーツセンター
	(株)創和		横浜市戸塚スポーツセンター
	ソニー・ライフケア(株)		横浜市港南スポーツセンター
た 行	(有)高橋商事		横浜市金沢スポーツセンター
	第一生命保険(株)		横浜市瀬谷スポーツセンター
	中央総業(株)		横浜市磯子スポーツセンター
	東都熱工業(株)		横浜市旭スポーツセンター
	(株)東京スター銀行		横浜市泉スポーツセンター
	(株)東亜環境コーポレーション		横浜市緑スポーツセンター
	東京ガスエコモ(株)		横浜市平沼記念体育館
	土志田建設(株)		横浜幸銀信用組合
賛	ナイスコミュニティ(株)		賛 (株)リボルナバイオサイエンス

※ 個人及び掲載希望のない企業等は除いております。 令和4年9月30日現在



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- 入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して送信してください。
- 入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- 会員は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- 個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- 弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナ ク ナ レ 要 求
 条例専用電話 ☎0120-110675

■（公財）神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤ ク ザ ゼ ロ
 ☎045-663-8930 ヤ ク ザ ゼ ロ